

昭和五十九年二月十三日提出
質問 第三号

中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年二月十三日

提出者 菅 直 人

衆議院議長 福 永 健 司 殿

中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問主意書

中央競馬会の場外勝馬投票券発売所（以下「場外発売所」という。）は近隣の商店街や住民の生活に多大な影響を与える公的施設であり、農林水産省では中央競馬会に対し、その設置に際しては、地域社会との調整を十分に行うように指導していると聞く。だが、過去のケースを見ると大阪市の例のごとく地元市長の同意がないまま、設置がなされた例もあり、競馬会の調整の在り方、地元同意の内容について明確な行政基準が示されていない。また、去る五十六年に提出した私の質問主意書に対する答弁書でも明確な基準が示されなかつたことは同様である。

以上のような点を踏まえ、場外発売所設置に関して質問する。

一 場外発売所の設置に当たつて農林水産省は、「場外発売所の設置に伴う影響は、設置場所、設備の規模等により区々であること等から、調整の対象となる地域の範囲、地域の組織等につ

いて一律に取り扱うことは適当でないと考える」という見解を示しているが、場外発売所の近隣環境に与える影響の大きさを考慮すれば、最低限、地元市町村の長及び議会の明確な同意を必須条件とすべきだと考えるが、この点の見解を伺いたい。

二 中央競馬会では現在、東京都立川市において場外発売所を設置する方針と聞いているが、この計画に関し、以下の点について伺いたい。

1 この件に関し、中央競馬会から農林水産省への設置承認を求める申請は出されているのか。

2 場外発売所予定地を所有する業者から近隣九町会の町会長の同意書が既に中央競馬会へ提出されていると聞く。その過程で、柴崎三丁目北町会については町会役員の過半数が反対しているにもかかわらず、町会長がそれを無視し個人の判断で同意書を提出しており、同意書の効力が大いに疑われているところである。農林水産省ではこのような事実を承知している

か。また、このような経緯で提出された同意書をもって地域の同意と認めるのか、見解を伺いたい。

3 また、中央競馬会では立川市長、同市議会の明確な同意を取り付けず、地元の九町会の同意書をもって地元地了解が得られたものとしていると聞く。これは、農林水産省が中央競馬会に指導している「地域社会との十分な調整」とは到底呼べず、引き続き地元との調整を行うべく中央競馬会に指導すべきと考えるがどうか。

右質問する。